

## **[事案 28-172] 契約取消請求**

・平成 29 年 3 月 13 日 和解成立

### **<事案の概要>**

告知義務違反を理由に契約が解除されたことを不服として、契約時点に遡っての契約の取消しおよびそれに伴う既払込保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

### **<申立人の主張>**

平成 28 年 1 月に腰椎椎間板ヘルニアで手術を受けたため、平成 27 年 4 月に契約した団体保険（契約②、被保険者は申立人）にもとづき、手術給付金の支払いを請求したところ、平成 26 年 12 月に契約したがん保険（契約①）について、既往症である統合失調症の告知義務違反があるとして契約が解除された。

以下のとおり、告知時に募集人から不告知教唆があったので、契約①を取り消して既払込保険料を返還してほしい。

- (1)告知の際、統合失調症であることを告げたが、募集人から「告知しない方が保険に入りやすい」と言われた。
- (2)嘘をつきたくなかったため、当初は契約しなかったが、後日、募集人の上司から「病気があってもこれだけ保険金を支払っている」とファイルを見せられたので、契約した。

### **<保険会社の主張>**

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)申立人は、平成 19 年 11 月以降、毎月通院し、統合失調症の投薬治療を受けていることを分かっているながら告知していない。
- (2)募集人は、募集段階で健康診断での指摘事項や通院歴の有無を確認した際、申立人から、「健康診断で指摘を受けた事項はなく、通院歴もないので問題ない」と回答された。
- (3)告知の際、申立人から特段の質問はなく、募集人も同席した上司も、申立人から、統合失調症で通院加療中であることは一切聞いていない。

### **<裁定の概要>**

#### **1. 裁定手続**

- (1)当事者から提出された書面（診断書、医療証明書等を含む）にもとづく審理の他、申立人の入院の必要性等について把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。
- (2)約款規定について、一般消費者が通常どのように理解するかを考慮した。

#### **2. 裁定結果**

上記手続中、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、当事者双方に対し、和解を促したところ、同意が得られたので、和解契約書の締結をもって解決した。